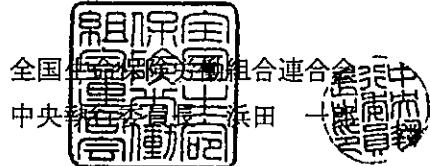


写

平成 27 年 3 月 19 日

金融庁 総務企画局企画課保険企画室 御中
監督局保険課 御中



平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案に対する意見

生保労連では、産業別労働組合として、予てより、生保市場の健全な発展をめざす取組みを進めています。また、消費者が理解・納得して商品・サービスを購入できる環境を整備することの重要性を訴えるとともに、①コンサルティング活動、②お客さまサービス活動、③販売ルールを守った活動、を通じて、お客さまからの期待・信頼に応えていこうという「ベストアドバイザー活動」の推進に取り組んでおります。

このような中、今般、情報提供義務・意向把握義務の導入にともなう規定の整備がなされたことは、消費者が理解・納得して商品・サービスを購入できる環境整備の前進が図られたものと受け止めていますが、新たな募集実務の導入にあたって、営業現場の混乱を危惧する声やお客さまの受け止めに対する不安の声が組合員から上がっているのも事実であり、消費者保護に加え消費者利便性を確保する観点からも適切な運用がなされていくことが重要であると考えております。生保労連としては、今後、組合員一人ひとりが新たな販売ルールを前向きに捉え、「ベストアドバイザー活動」を着実に進めていくことができるよう、本ルールの導入目的やその背景についての理解浸透に取り組む所存です。

一方、生保市場の健全な発展の観点からは、「保険募集の意義」及び「募集関連行為」が明確化されたことや、保険募集人に対する体制整備義務の導入にともなう規定の整備等がなされたことで、今後、不適切な募集や勧誘・紹介行為の是正が図られていくものと期待しております。

かかる認識の下、下記の 2 点について要望・確認させていただきます。

記

1. 監督指針案 II-4-2-1(1) 保険募集の意義(2) 募集関連行為について

II-4-2-1(1)(2)により、保険募集および募集関連行為の位置づけが明確化されたことは、不適切な勧誘・紹介行為や比較サイト等の是正につながるものであり、消費者保護及び健全な生保市場の発展に資するものと考える。ただし、不透明な形態であるものも多く、新たな不適切なビジネスモデル等が出現することも想定されるため、きめ細やかな監督を行っていただくようお願いしたい。

2. 監督指針Ⅱ-4-2-2(3)①意向把握・確認の方法について

Ⅱ-4-2-2(3)①に掲げられた方法は、お客さまと保険募集人の対話を一層進め、お客さまと保険募集人の認識のギャップを埋めることに資するものであり、お客さまの意向により沿った商品、契約内容を提供することに繋がると認識している。このような認識の下、保険募集人が当該プロセスを確実に遂行し、漏れなく義務を履行するためには、保険会社が一定程度汎用的な募集実務を構築することが望ましいと考えている。

その上で、お客さまのご都合や考え方、家族環境等により、アプローチ段階から契約締結に至るまでの期間、提案回数、活用する媒体・ツール等が日々である中、お客さまの利便性を損ねることやお客さまサービスの低下に繋がらないよう、画一的な対応や保険募集人の過度な負担となる対応は避けるべきと考えているが、このような理解で良いか確認したい。

以上